一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県名西郡神山町阿野字広石三七九の一、下分字長野二五五、三六四、上分字大中尾四二七、七二二、字坂丸四八、字府殿三七九の二、七一九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字広石三七九の一・字長野二五五・三六四・字大中尾四二七・七二二・字坂丸四八・字府殿三七九の二・七一九（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県名西郡神山町鬼籠野字元山六九四の一、六九九の四、七〇〇、下分字長野四一、五〇の二、八〇、一一九の一、上分字有懸六三、一二六、一七二、一七八、字江田九八三、九八七、字坂丸五七〇、五七〇の二、五七二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字元山六九四の一・六九九の四・七〇〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字長野四一、五〇の二、八〇、一一九の一、字有懸六三、一二六・一七二・一七八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字江田九八三、九八七、字坂丸五七〇（次の図に示す部分に限る。）、五七〇の二、五七二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡阿南町字南條二三六二の一、二三六二の二、二三七一の一から二三七一の三まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県小田郡矢掛町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県真庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年一月十四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）